



# 委任状

(宛先)静岡市 区長

記入日

年 月 日

委任者	住 所	(住民異動届出の前の住所)		
	氏名(署名)	①		電話番号 <small>(平日の昼間に連絡がとれる電話番号)</small>
	生年月日	明 大 昭 平	西曆	年 月 日

私は、次の者を代理人として、下記事項に関する権限を委任します。

代理人 <small>(窓口に 来る人)</small>	住 所		
	氏 名		委任者との関係

※代理人(窓口に来る人)は、本人確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

《委任する事項の□にレ点等を記入》

## 委任事項

- 住所の異動手続きに関すること  
(異動者全員のマイナンバー通知カードの記載事項変更を含む。通知カードの記載事項に変更がある場合は、代理人に通知カードを預けてください。)
  - 住所変更届 (転入、転居、転出等)
  - 世帯変更届 (世帯合併・分離、世帯主変更、続柄変更等)
  - その他 ( )
- 異動後の住民票(除票)の写しの交付請求及び受領に関すること
  - 住民票(除票)の写し 世帯全員 \_\_\_\_\_ 通
  - 個人 \_\_\_\_\_ 通 (氏名 \_\_\_\_\_)

次の項目の記載が必要な場合は、□にレ点等を記入

- 世帯主・続柄
- 本籍・筆頭者 (日本人)
- 国籍・地域 (外国人)
- 在留情報 (外国人)
- ※マイナンバー (個人番号) [利用目的: \_\_\_\_\_]
- ※住民票コード [利用目的: \_\_\_\_\_]

※マイナンバー (個人番号)、住民票コードを記載した住民票は、委任者の住所へ  郵送 (転送不可) します。

委任者が、すべての項目を記入してください。

※不正な手段により作成された委任状の行使は、刑罰の対象となります。(刑法第 159 条、第 161 条)

※目や手が不自由で委任状が記入できない場合は、お問合せください。

【問合せ】静岡市各区戸籍住民課／葵区 ☎054-221-1061 駿河区 ☎054-287-8611 清水区 ☎054-354-2126